

NEXUS

2025
No.765

9

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしながら、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | |
|--|--|
| <p>01 ●Opinion
「就任のご挨拶」
岩手県商工会議所連合会 専務理事 工藤 直樹</p> <p>02~13 ●主要記事</p> <p>02 令和7年度 岩手県最低賃金の改正決定の答申について</p> <p>03 中央会 令和7年度 第2回理事会を開催</p> <p>04 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第21次公募のご案内</p> <p>05 ものづくり補助金 採択事例のご紹介</p> <p>06~07 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内</p> <p>08 「THEいわてDAY2025」・「岩手県U・Iターン就職フェア」参加報告</p> <p>09 被災組合等販路開拓支援事業 採択決定
岩手県 人口減少対策フォーラムin三陸 開催</p> | <p>10 2025中小企業の働き方改革推進セミナー開催</p> <p>11 企業連携による地域課題対応新事業展開支援事業費補助金
活用事例のご紹介:ヴァンテージコットンプロジェクトグループ(令和6年度採択)</p> <p>12 中小企業組合検定試験のお知らせ</p> <p>13 会員組合トピックス</p> <p>14~15 ●岩手県内中小企業の景況(7月)</p> <p>16 ●中央会Information
新春中央会トップセミナーの事前のご案内
本会創立70周年記念式典の開催について</p> |
|--|--|

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

「就任のご挨拶」

岩手県商工会議所連合会

専務理事 工藤 直樹



本年4月から、岩手県商工会議所連合会及び盛岡商工会議所の専務理事を務めております工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様におかれましては、中小企業の振興等を通じて地域経済の発展にご貢献を頂いておりますとともに、当連合会並びに県内商工会議所の事業運営に対し、日頃より特段のご理解とご協力を賜っており、深く感謝致します。また、私個人と致しましても、日頃から、大変お世話になっているところであり、心から御礼を申し上げます。

さて、本県経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化は進んだ一方で、東日本大震災やコロナ禍による大きな被害に加え、エネルギー・原材料価格等の高騰や賃上げに伴う労務費の増加、人手不足など、中小企業・小規模事業者を中心に大変厳しい状況にあります。

我が国経済は、今、経済の好循環の実現に向けた転換点を迎えていると言われていますが、その実現のためには、日本の企業数の99.7%、三大都市圏を除く雇用の約9割を占める、そうした中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を高めていくことが求められており、商工会議所を含む支援機関による伴走支援が一層重要性を増しています。

商工会議所では、中小企業・小規模事業者を始め、地域の商工業者の皆様の経営基盤の強化、事業継続と雇用の維持に向けた支援等に取り組むとともに、「国際リニアコライダー（ILC）」の誘致実現に向けたプロジェクトの推進等、地域の総合経済団体として、地域の商工業の振興のために役割を果たすべく取り組んでいるところでございます。

私と致しましては、本年3月まで県の業務に従事しており、特に、平成23年3月の東日本大震災以降は、復興・復興や沿岸地域の振興などに多く関わりましたが、そうした諸課題の解決のためには、地域経済の振興が大事であると痛感していたところであり、この度、まさに、そうした業務に携わることとなり、身の引き締まる思いであり、お役に立てるよう、一生懸命に取り組む所存でございます。岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様には、ご協力を賜り、連携をさせていただきながら取り組んでいきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

結びに、岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様の益々のご発展を心よりお祈り申し上げ、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

令和 7 年度 岩手県最低賃金の改正決定の答申について

岩手県地方最低賃金審議会は、県最低賃金（現行時間額 9 5 2 円）の改正決定について、岩手労働局長の諮問を受け、中央最低賃金審議会の日安額と県内の景気動向、賃金の状況、中央最低賃金審議会の日安額等に基づき調査審議を重ねて、8 月 2 8 日に開催された第 4 回岩手県地方最低賃金審議会において、下記の通り答申を行いました。この答申を受けて、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て官報掲示を行い、早ければ 1 2 月 1 日に岩手県最低賃金が改正発効されることとなります。

時間額 1, 0 3 1 円（引き上げ額 7 9 円、引き上げ率 8. 3 0 %）

審議に際しては、国の中央最低賃金審議会が 8 月上旬に示した引き上げ額の日安（6 4 円）を踏まえ、2 8 日の審議会に先立ち、計 5 回にわたる専門部会において審議していましたが、使用者側と労働者側が示した引き上げ額に 3 5 円の開きがあり、議論がまとまっていませんでした。

長期化する物価高を踏まえた賃上げを求める労働者側に対し、使用者側は実態を踏まえない賃上げは中小企業、小規模事業者の経営を圧迫しかねないなどとして労使の主張の隔たりが解消されず、双方からの申し出により最終的には公益側が提示した折衷案が審議会に報告されました。

答申では国や県に対し、日安額を上回る引き上げを行った地域への支援内容の明確化や、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資確保につながる支援策の拡充を求めています。

令和 7 年度 地域別最低賃金 答申状況（C ランク抜粋）

県名	ランク	日安額	答申された改定額（円）※1	引き上げ額（円）	日安差額	発効予定年月日※2
青 森	C	64	1, 029 (953)	76	+12	2025 年 11 月 21 日
岩 手	C	64	1, 031 (952)	79	+15	2025 年 12 月 1 日
秋 田	C	64	1, 031 (951)	80	+16	2026 年 3 月 31 日
山 形	C	64	1, 032 (955)	77	+13	2025 年 12 月 23 日
鳥 取	C	64	1, 030 (957)	73	+9	2025 年 10 月 4 日
高 知	C	64	1, 023 (952)	71	+7	2025 年 12 月 1 日
佐 賀	C	64	1, 030 (956)	74	+10	2025 年 11 月 21 日
長 崎	C	64	1, 031 (953)	78	+14	2025 年 12 月 1 日
熊 本	C	64	1, 034 (952)	82	+18	2026 年 1 月 1 日
大 分	C	64	1, 035 (954)	81	+17	2026 年 1 月 1 日
宮 崎	C	64	1, 023 (952)	71	+7	2025 年 11 月 16 日
鹿児島	C	64	1, 026 (953)	73	+9	2025 年 11 月 1 日
沖 縄	C	64	1, 023 (952)	71	+7	2025 年 12 月 1 日

※1 カッコ内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有り

岩手県物価高騰対策賃上げ支援金について

岩手県では、6 0 円以上（1 時間当たり）の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員 1 人あたり 6 万円（最大 5 0 人分）を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金」の受付を行っています。詳細につきましては下記にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

なお、岩手県全体の申請者が 3 0, 0 0 0 人に達した時点で受付終了（支給上限に達しない場合でも、1 月 1 4 日（金）で受付終了）となりますので、ご了承ください。

【物価高騰対策賃上げ支援事業事務局】

〒0 2 0－8 7 7 7 盛岡市神明町 5－5

物価高騰対策賃上げ支援金



☎0 1 9－6 0 1－7 1 6 5

✉info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

中央会 令和7年度 第2回理事会を開催

8月27日（火）、アートホテル盛岡にて令和7年度第2回理事会を開催しました。

本理事会では、10月7日に開催する第50回中小企業団体岩手県大会の開催要綱や提出議案についての審議を行い、厳しい経営環境に晒される県内中小企業からの建議陳情として起草した国・県に対する要望事項を決議しました。

要望事項を取りまとめるにあたり今年7月に県内8地区9会場で開催した地区別懇談会などでは、適正取引・価格転嫁が十分に定着していない状況や物価高騰、人手不足、賃上げへの対応に苦慮しているという意見が多く出され、要望の内容はこのような現状を色濃く反映したものとなりました。

また、かつてない大幅な引き上げとなる本県の地域別最低賃金の改定については、政府方針を実現するための政策的手段となっている審議制度の現状に異を唱えるとともに、賃上げ原資の円滑な確保に向けた環境整備の必要性や人手不足の要因ともなっている年収の壁問題への配慮などについて強く訴える要望となっています。本理事会の協議を踏まえた要望事項は以下のとおりです。

【国に対する要望】

- 1 中小企業の経営環境改善、適正取引の実現
 - ・価格転嫁・取引適正化の推進と賃上げの環境整備に向けた対策
 - ・エネルギー価格高騰対策
 - ・中小企業の経営を守る経済安全保障対策の強化
 - ・原材料・食料等安定供給対策
- 2 感染症をはじめとする自然災害等への対応
 - ・資金繰り支援・補助金等
 - ・中小企業の持続的成長・競争力強化への対策
- 3 被災地の復興支援の継続・強化
- 4 地方創生の推進に関する対策
 - ・中央会の支援体制・予算の抜本的拡充等
 - ・工事等予定価格（発注額）の引き上げ
 - ・地域を支える事業者への継続力強化支援
 - ・DX・GXによる生産性向上等の支援
 - ・公共事業費の確保及び発注の平準化
 - ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等による生産性向上支援
- ・新たな育成就労制度への移行に関する支援
- ・地域中小企業の人材確保・育成に対する支援
- ・中小商業の活性化支援の継続・拡充等
- ・観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援
- 5 国際リニアコライダー（ILC）の誘致の早期決定
- 6 インボイス制度の見直し等
- 7 原子力発電所事故に伴う輸入・取引規制への対応
- 8 中小企業に配慮した労働・社会保障制度等
 - ・中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定
 - ・人手不足につながる年収の壁問題の解消
 - ・運輸業者の労働環境改善に向けた整備等
 - ・共済事業における組合員とみなす範囲の拡大
- 9 官公需対策の強化
- 10 中小企業の税制に関する事項
 - ・法人税実効税率引き下げに伴う税制見直し等
 - ・中小企業関係税制の改正

【県に対する要望】

（重点要望事項）

- 1 中小企業の経営環境改善、適正取引の実現
 - ・価格転嫁・取引適正化の推進と賃上げの環境整備に向けた対策
 - ・エネルギー価格高騰対策
 - ・中小企業の経営を守る経済安全保障対策の強化
 - ・原材料・食料等安定供給対策
- 2 感染症をはじめとする自然災害等への対応
 - ・資金繰り支援・補助金等
 - ・地域を支える事業への継続力強化支援
 - ・中小企業の持続的成長・競争力強化への対策
- 3 被災地の復興支援の継続・強化
- 4 地方創生関係
 - ・中央会の支援体制・予算の抜本的拡充等
- ・DX・GXによる生産性向上等の支援
- ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等による生産性向上支援
- ・地域中小企業の人材確保・育成に対する支援
- ・国際リニアコライダー（ILC）の誘致の早期決定
- ・交流人口拡大に向けた新たな取組
- ・官公需対策の強化・拡充

（一般要望事項）

- 1 産業振興関係
 - ・公共事業費の確保及び発注の平準化
 - ・中小商業の活性化支援の継続・拡充等
 - ・観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第21次公募のご案内

令和7年7月25日（金）に、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第21次公募が開始されました。申請受付は10月3日（金）17時開始、申請締切は10月24日（金）17時までとなります。

本補助金は、中小企業者等が、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ等の事業環境変化に対応し、稼ぐ力を強化するために、革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業（生産性向上のみを行う事業は対象外）のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助します。

基本要件

以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行

①付加価値額の年平均成長率（CAGR、以下同じ。）を＋3.0%以上増加

②従業員（非常勤を含む、以下同じ。）及び役員それぞれの給与支給総額の年平均成長率を＋2.0%以上増加させること。又は従業員及び役員それぞれの1人あたり給与支給総額の年平均成長率を事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間（2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間をいう。）の年平均成長率以上増加させること。

③事業所内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金＋30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・公表（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

補助上限・補助率

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限額	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)
(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ①給与支給総額の年平均成長率 <u>＋6.0%以上増加</u> ②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 <u>＋50円以上の水準</u>	
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・2023年10月から2024年9月までの間で3か月以上、事業実施都道府県における最低賃金＋50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	

補助対象経費

<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、クラウドサービス利用費

<グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

お問い合わせ先（ものづくり補助金事務局サポートセンター）

ホームページ：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

電話番号：050-3821-7013 ※受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

メールアドレス：公募要領関係 kakunin@monohojo.info

電子申請関係 monodukuri-rl-denshi@ml.nsw.co.jp



ものづくり補助金 採択事例のご紹介

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施した令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援したものです。その中から実施した取り組みを紹介します。

株式会社ミナミ食品（洋野町）

○事業計画名：過酷な輸送状況に耐えうる包装品質を実現し、国産大豆加工食品で欧米のプラントベース市場に進出

○事業の概要とその成果：

当社は、生ゆば、冷凍ゆば、乾燥ゆばの他、乾燥ゆばスープ・味噌汁などの製造・販売を行っている。

国際的な和食ブームを背景に日本産ゆば商品の海外市場でのポテンシャルが高いことが分かり、北米市場に本格参入することを決断した。

海外への輸送等に耐える商品自体（フリーズドライゆば及びスープ）は完成したものの、次の課題として長期保存や過酷な輸送環境に耐えうる包装品質の向上及び包装工程の生産性向上が重要なテーマとなっていたため、ものづくり補助金を活用して計量機や包装機、AI画像判別センサ等の機械設備を導入した。

既存工程では、外装工程がボトルネックとなり22.7時間で延べ797時間が生産量の限界点であったが、新工程では16.4時間で延べ575時間での生産が可能となり、時間あたり720袋の生産が可能となった。また不良率も1%以下にさせることに成功した。これにより、生産時間の飛躍的短縮が実現されたのに加え、品質面での安定性も得られ、安定供給が可能となった。



フリーズドライゆば



フリーズドライゆばスープ（ビーガン対応）

ものづくり補助金の申請における留意点について

ものづくり補助金に申請する際、補助対象事業枠や補助対象要件に該当しないことや提出書類の不備が原因で不採択となっているケースが多発しています。主な不採択事例としては以下の通りです。

- ・製品・サービス高付加価値化枠は「革新的な新製品・新サービス開発の取組」が補助対象であるが、革新的な新製品・新サービス開発の取組内容が記載されていない。
- ・人手不足の解消を目的として省人化機械を導入（対象外）する計画。
- ・3年～5年の補助事業計画の売上高が全て0円。
- ・ものづくり補助金の応募段階で既に商社と契約を締結するなど事前着手を行っている。（事前着手は不可）
- ・申請事業者の従業員が21名以上の場合、一般事業主行動計画を策定し、両立支援のひろばで公表する必要があるが、申請締切日時点で有効な一般事業主行動計画を公表していない。

ものづくり補助金総合サイトに掲載されている公募要領や概要版、よくあるご質問を熟読した上で、ものづくり補助金に申請してください。

岩手県中小企業団体中央会
専務理事 瀬川 浩昭

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。本改正は男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるために行うものです。本号では10月1日施行部分についてご案内いたします。（4月1日施行部分については4月号にて掲載済）

10 柔軟な働き方を実現するための措置等（義務：就業規則等の見直し）

（1）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

<各選択肢の詳細>

- ① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない）
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ② テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）
- ④ 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 （1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
周知事項	① 事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ② 対象措置の申出先（例：人事部など） ③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

※家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外（育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など）にも定期的に面談を行うことが望ましい。

1 1 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（義務：就業規則等の見直し）

（１）妊娠・出産等の申出時と子が３歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が３歳になるまでの適切な時期に、子と各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が３歳の誕生日の１か月前までの１年間（１歳１１か月に達する日の翌々日から２歳１１か月に達する日の翌日まで）
聴取内容	①勤務時間帯（始業および終業の時刻） ②勤務地（就業の場所） ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

※意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施することが望ましい。

（２）聴取した労働者の意向についての配慮

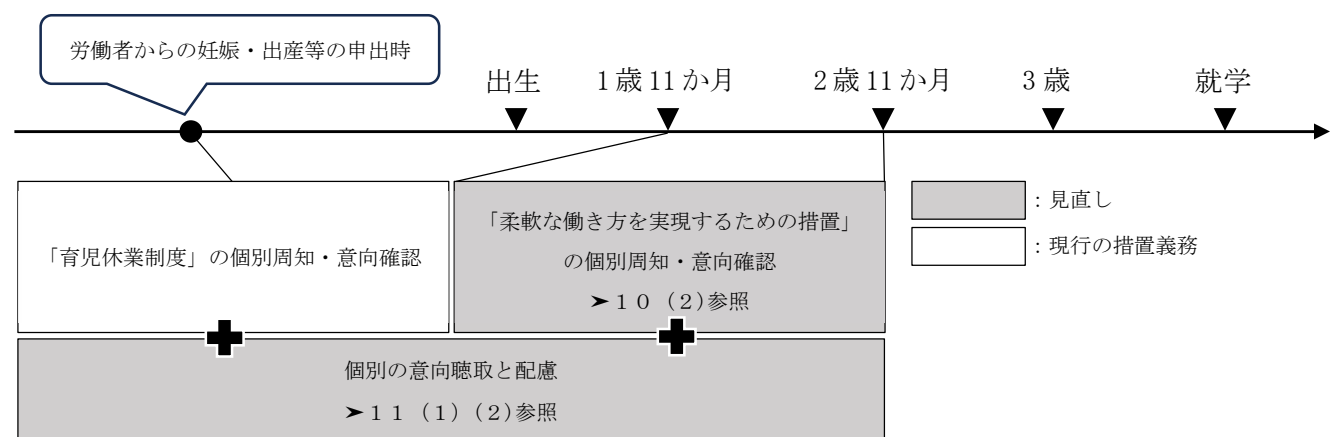
事業主は、（１）により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整
- ・労働条件の見直し
- 等

※子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長することや、ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮することが望ましい。

<改正後の個別周知等の義務>



<改正後の仕事と育児の両立イメージ>

下記 URL からご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf#page=6>



●参考

個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



両立支援に取り組む事業主への助成金 【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。

（令和７年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



「THE いわて DAY2025」・「岩手県 U・I ターン就職フェア」参加報告

令和7年8月30日(土)、東京交通会館(東京都有楽町)において、県内への移住や就職・転職に関する相談機会を創出し、岩手ファン(関係人口)や移住希望者の拡大を図ることを目的とした移住フェア「THEいわてDAY2025」(主催:岩手県)、並びに「岩手県U・Iターン就職フェア」(主催:ふるさといわて定住財団)が合同で開催されました。

本会は、令和元年度より「岩手県地方創生起業支援金」を執行しており、県内起業家支援に取り組んでいます。当イベントでは、主に首都圏在住者等のU・Iターンによる本県での起業の相談に対応し、支援金制度の周知を図るため、昨年引き続き相談ブースを出展しました。

さらに今年は、令和2年度の起業支援金採択者である株式会社興縁 代表取締役 阿部 拓磨氏に同席いただき、先輩起業家としての経験・知見を基に、起業を志す方たちへ助言をいただきました。

当日は、397組569名が来場し、岩手県内の全33市町村や企業31社、関連11団体が相談・PRブースを設置。各自治体は、地域の特色や移住環境をアピールし、各企業は、業務内容や働きやすさなど自社の魅力を来場者に向けて発信しました。

オープニングセレモニーでは、赤坂さんさによるさんさ踊りの実演を皮切りに、箱石知義 岩手県商工労働観光部長が、本県の豊かで魅力的な食文化や快適な生活環境、自動車半導体やヘラルボニーを始めとした県内企業の活躍についての紹介も交え、開会を宣言。その後、サバンナの八木真澄さんや岩手住みます芸人の天津木村さん、市町村からは地域おこし協力隊など、多数のゲストが場を盛り上げ、様々なイベントが開催されました。

本会の相談ブースには、都内在住者等より13件の相談が寄せられ、起業支援金制度の概要や活用事例などを紹介し、制度活用の勧奨を行いました。起業に向けた不安や課題に関する相談には、阿部氏よりの的確な助言が行われ、来場者にとって大変有意義な機会となりました。



主催者挨拶



さんさ踊り実演



トークイベントの様子



本会出展ブース



トークイベントの様子

被災組合等販路開拓支援事業 採択決定

本会では、東日本大震災や台風被害、さらには新型コロナウイルス感染の拡大・流行、林野火災等により大きく影響を受けた県内の中小企業組合が、経済活動の推進を図るにあたり、組合又は組合員の新たな取引先や販路を開拓するための展示会等への出展活動や需要喚起を図る取組等に対して支援する被災組合等販路開拓支援事業を実施しております。今年度は8月22日(金)まで公募を行い、下記8件を採択いたしました。

組合名	所在地	テーマ
花巻駅前商業協同組合	花巻市	JR 花巻駅前周辺商店街への誘客イベントの開催
岩手県中古自動車販売商工組合	矢巾町	組合員に販売機会を提供するための展示会の開催
岩手県菓子工業組合	盛岡市	地域資源を活用した製品及び作り手の発信強化
宮古市中央通商店街振興組合	宮古市	中央通商店街「キャンドルストリート」による販売促進イベントの周知活動
協同組合宮古スタンプ会	宮古市	組合が行う販売促進事業「旧カード満点チャンスデー」に係る広告宣伝
おおふなと夢商店街協同組合	大船渡市	販促イベント開催及び広告宣伝事業
岩手県木材産業協同組合	盛岡市	首都圏の商談会出展による販路拡大
宮古市末広町商店街振興組合	宮古市	組合設立 50 周年記念に伴う「ぼっきり市」の開催にかかる誘客宣伝活動

岩手県 人口減少対策フォーラム in 三陸 開催

9月4日、釜石市民ホール TETTO にて、「岩手県人口減少対策フォーラム in 三陸～若者・女性に選ばれるいわての実現に向けて～」が開催されました。

第1部の基調講演では、「アンコンシャスバイアスを知る、気づく、対処する～一人ひとりの可能性が広がるための地域づくり、組織作りをめざして～」と題し、一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所代表理事 守屋 智敬 氏が講演しました。

守屋氏は、「無意識の思い込み」を意味するアンコンシャスバイアスが、ヒトやモノ、そして自分自身に対しても存在することを身近な事例を交えて解説し、参加者は理解を深めました。その上で、アンコンシャスバイアスがもたらす影響は多岐にわたるため、地域や社会全体で向き合う必要があると述べられました。

第2部では、「アンコンシャスバイアスへの対処は地域・企業へいかなる利益をもたらし得るか」と題し、パネルディスカッションが行われました。パネリストとして、岩手県知事 達増 拓也 氏、釜石市長 小野 共 氏、株式会社千田精密工業 代表取締役 千田 ゆきえ氏、八の助商店 岡田 真由美 氏の4名が登壇。アンコンシャスバイアスに関する課題や、基調講演を受けての気づきなどについて、活発な議論が交わされました。



パネルディスカッションの様子

2025 中小企業の働き方改革推進セミナー開催

本会では、令和7年度「厚生労働省・働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」の助成を受け、働き方改革・人材経営戦略・生産性向上等に取り組む中小企業組合及び中小企業を支援する一環として、「2025 中小企業の働き方改革推進セミナー」を開催しています。

自社にフィットする人材を獲得するダイレクトリクルーティング実践セミナー

8月8日（金）、【人材確保に関するセミナー】第2回として、オフィスグニッション 代表 内海由香 氏に講演いただきました。

昨今の採用環境が非常に厳しくなっていることや、採用する世代に合わせたアプローチが必要とされていることに触れ、数ある採用手法の中でも注目度が上昇している『ダイレクトリクルーティング』について、メリットだけでなく考慮すべき問題点についても解説されました。

また、自社にフィットする人材を獲得するためには、広報や選考を見直す前段階として、求める人物像（自社に定着し、活躍する人材）の明確化が重要であること、明確化するためには自社の「競合優位性」「特徴と魅力」を掘り下げて考える機会を設けるべきである旨アドバイスされました。



講師 内海 由香 氏

第1回 中小企業のためのデジタル化入門 ～今日から始めるお手軽×業務効率化～ 第2回 業務効率を劇的に向上させる ITツール活用術&補助金・助成金の活用の仕方

8月21日・22日の連日にて、【デジタル改革推進に関するセミナー】の入門編を、オフィスルータス 代表 高橋健一 氏を講師に迎え、第1回では「デジタル化のその前」として業務の見える化や再確認が必要な部分を中心に、第2回では業務の効率化を図るための ITツールを実際に活用してみての所感や事例を交えて解説いただきました。

また、第1回・第2回ともに、投影資料はAI作成のものを活用しており（下図参照）、全く別のスライド生成AIを活用したことでより明確に差異が出ることに触れ、ITツールやサービスが数多ある時代の中で、自分・自社の状況や目的に合ったものを選ぶことが重要であると述べられました。



Word にて要件等を定義し、それを
基に AI が実際に作成した資料
(下記はツール名称)

← Genspark (ジェンスパーク)

イルシル →



女性とグローバル人材が活躍するダイバーシティ&インクルージョン

8月27日には、株式会社スリーディズ 代表取締役 伊藤理恵 氏を講師に迎え、【人材確保に関するセミナー】第3回を開催しました。

多様な人材が活躍できる組織に共通している内容として、DE&I(D:ダイバーシティ(多様性)、E:エクイティ(公平性)、I:インクルージョン(包摂性))が実現されている組織であると述べ、幸福度ランキングで1位のデンマークではそうした組織が多いことを日本の組織事情と比較しながら説明されました。

また、魅力的な職場を作っていくための必須条件に、①ある程度の自由度、裁量があることで、②若者が居心地が良いと思え、③適度な難易度と負荷が与えられることで、④やりがいや自己成長が感じられることの4項目を挙げ、組織に変革をもたらすには、今の当たり前に気づきそれを手放すことが肝要であるとアドバイスされました。



講師 伊藤 理恵 氏

企業連携による地域課題対応新事業展開支援事業費補助金 活用事例のご紹介

ヴィンテージコットンプロジェクトグループ（令和6年度採択）

「令和6年度企業連携による地域課題対応新事業展開支援事業費補助金」を活用した企業連携グループの取組事例をご紹介します。

ヴィンテージコットンプロジェクトグループ

テーマ：先人が残した綿布団を糸や生地へ再生するプロジェクト

1. グループの概要

本グループは、株式会社やよいディライト（盛岡市）、株式会社幸呼来 Japan（盛岡市）、株式会社 Gorsch（奥州市）の3社による共同プロジェクトです。やよいディライトは寝具の販売や製造、リフォームを主事業とし、県内に店舗を展開。幸呼来 Japan は就労継続支援 B 型事業所を運営しており、裂き織商品の製作・販売を行っています。また、Gorsch はデザインや素材にこだわった洋服づくりを手掛けています。

やよいディライトでは、布団の廃棄を減らすため、お客様から不要になった布団を回収し養護施設等に寄付を続けてきましたが、寄付できる施設が限られることや綿布団の需要が減っていることから、この取り組みに限界を感じていました。そこで不要になった布団の新たな活用方法を模索する中、「布団から生糸や生地を生み出す」ことで、繊維製品全般に活用できる素材や商品の開発ができるのではないかと発想に至り、裂き織技術を有する幸呼来 Japan、服づくりのノウハウを有する Gorsch と連携し、「ヴィンテージコットンプロジェクトグループ」を立ち上げました。



ホームページ画面

2. 取り組み内容

本事業を活用して生地・生糸と製品の試作、PR 活動を実施しました。幸呼来 Japan は生地製作のために自社倉庫を作業場に改修。Gorsch は試作のためのミシンを導入。やよいディライトはブランド発信のために専用のホームページを開設しました。

本事業を通して、やよいディライトが回収した布団を布団側地と綿に分け、布団側地は幸呼来 Japan で裂き織生地へ、綿は外部の紡績工場で生糸へと再生。その後 Gorsch がこれらを組み合わせて新たな製品を生み出す仕組みを構築しました。



製品のイメージ画像

3. 今後の展望

本事業以外にも、ヴィンテージコットンブランドとしてイベントの出展（GOOD LIFE フェア 2024 等）やメディア掲載（各種テレビ局・新聞社）を通して、大手企業との契約見込みや購入希望者を複数獲得する成果を上げています。

今後はサンプル製品の製作やプロモーション動画の制作を進め、クラウドファンディングを活用したさらなる顧客開拓を図り、事業拡大を目指していく予定です。

中小企業組合検定試験のお知らせ

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる資格です(全国中小企業団体中央会により認定)。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で2,681名(令和7年6月末現在)の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。



受験申込サイトから
お申込みください。

組合理事長・役員の皆さまへ

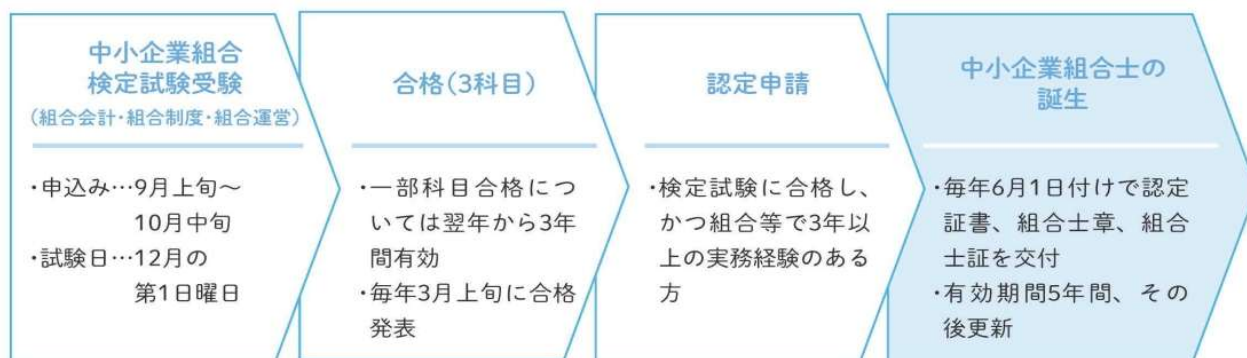
いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。

組合理事長・役員の皆さまにおかれましては、ぜひ組合事務局職員による、組合運営のエキスパートである中小企業組合士の取得をご検討ください。

■ 中小企業組合検定試験概要

試験科目	組合会計、組合制度、組合運営 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	令和7年12月7日(日)
試験時間	組合会計:120分、組合制度:80分、組合運営:80分
試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・金沢・京都・松江・広島・山口・高松・福岡・大分・宮崎・浦添
受験料	7,700円(消費税込み) ※一部科目免除者については、6,600円(二科目受験)、5,500円(一科目受験)。
受験申込	令和7年度中小企業組合検定試験受験申込サイトからお申し込みください。
願書受付期間	令和7年9月1日(月)～10月21日(火)
合格発表	令和8年3月2日(月)
中小企業組合士の 手続き	試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

中小企業組合士が誕生するまでの通常の流れ



詳しくは上記受験申込サイトまたは全国中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。

〈 お問合せ先 〉 岩手県中小企業団体中央会 企画総務部 TEL : 019-624-1363 FAX : 019-624-1266

組合トピックス

協同組合一関電設工業会「石綿取り扱い作業従事者特別講習会」を開催

協同組合一関電設工業会（金澤英治理事長）は、8月29日（金）、一関ヒロセユードームにて本会の「制度改正等の課題解決環境整備事業」を活用し、「石綿取り扱い作業従事者特別講習会」を開催しました。

当講習会は、石綿障害予防規則（石綿則）が2020年に改正され、以後段階的に施行されることにより生じる諸課題について組合員各社が適切に対応できるよう、改正内容の理解を深めるために開催したものです。

講師には、一般財団法人岩手県薬剤師会検査センターの葛西大介氏をお迎えし、「石綿の有害性」「石綿等の使用状況」「石綿等の粉塵の発散を抑制するための措置」「保護具の使用状況」「関係法令」というテーマについて、それぞれ豊富な事例と最新のデータに基づき解説をされました。

講習会には組合員企業の役職員等延べ17名が出席し、出席者は熱心に聴講されていました。



講習会の様子

岩手県印刷工業組合 「CREATE ON DEMAND」セミナーの開催

岩手県印刷工業組合（菊池忠彦理事長）では、8月8日、本会の組織新生推進事業の活用により、「ストーリーで考えて受注するCreate On Demandの事例紹介」と題してセミナーを開催し、組合員のほか、関連事業者等30名が出席しました。

講師は富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社グラフィックコミュニケーション営業統括部の塚本猛氏を招聘、デジタル印刷の特徴を活かした付加価値の高い印刷物で、単なる情報伝達に留まらず、受け手の気持ちを動かすビジネスとなるべく、顧客ニーズからストーリーを考えた提案型・課題解決型印刷業を実現するための事例等について、受講者は熱心に聴講していました。



セミナー受講の様子

協同組合盛岡卸センター ビアガーデン開催

協同組合盛岡卸センター（藤村文昭理事長）は、8月8日（金）、盛岡地区勤労者共同福祉センター特設会場にて、「ラポール ビアガーデン」を開催しました。

当組合は、2019年までに10回にわたり岩手流通センター活き活き祭りを開催してきましたが、2020年以降はコロナ禍の影響により中止していました。その後、新たなイベント開催の検討を重ねた結果、組合員並びに賛助会員の従業員を対象とした異業種交流会及び慰労会を兼ねた福利厚生活動として、昨年度より「ラポールビアガーデン」を開催しています。

当日は、県内の飲食店をはじめとするブース出店やタレントのみかん氏によるものまねショーなどが会場を大いに盛り上げ、盛況のうちに終了しました。



会場の様子

1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会 令和7年8月25日発表)

7月の景況DIは製造業・非製造業ともに横ばい。製造業では、原材料価格、人件費等のコスト上昇が収益面での足かせとなっているものの、米国関税措置において一定の結論が示されたことに対する一服感もあり、景況感は小幅低下に止まった。非製造業では、物価上昇に加え、猛暑による客足減少により消費は低迷しているものの、引き続きインバウンド需要に支えられていることにより、小幅ながら改善となった。猛暑による消費や生産活動への悪影響を懸念する声、及び最低賃金引き上げによる影響を懸念する声が、数多く寄せられている。

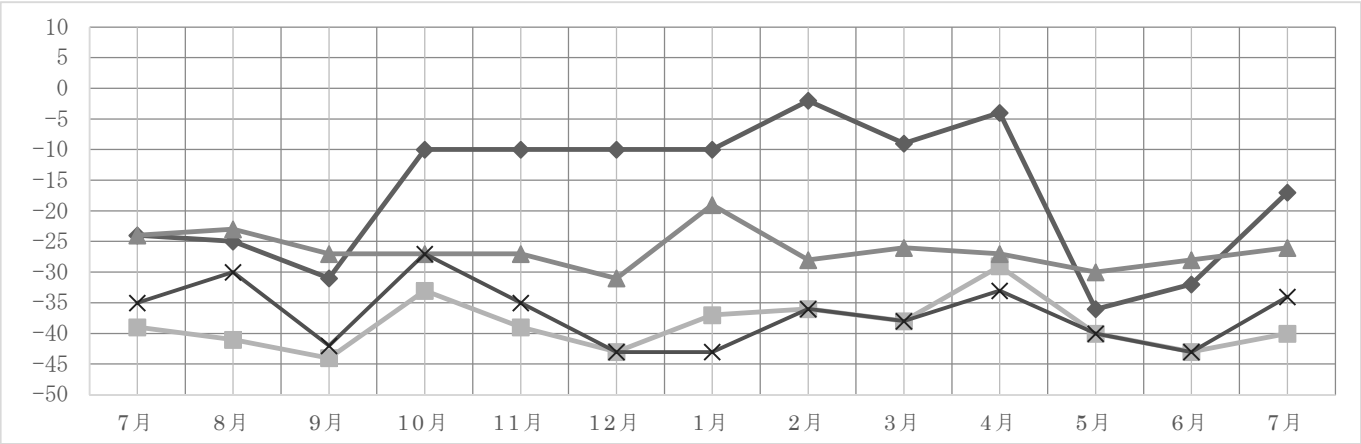
2. 景況天気図（県内）…令和7年6月と令和7年7月のDI比較

天気図の見方…各景況項目について「増加」「好転」業種割合から「減少」「悪化」業種割合を引いた値をもとに作成。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方をを表す。										30 以上
令和7年	全産業			製造業			非製造業			
7月分	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	10～29
売上高	△ 32	△ 17	15P ↗	△ 40	△ 19	21P ↗	△ 28	△ 16	12P ↗	
在庫数量	△ 9	△ 6	3P ↘	△ 13	△ 6	7P ↘	△ 6	△ 6	0P →	△9～9
販売価格	36	40	4P ↗	27	31	4P ↗	41	45	4P ↗	
取引条件	△ 9	△ 7	2P ↗	0	0	0P →	△ 13	△ 10	3P ↗	△10～△29
収益状況	△ 43	△ 40	3P ↗	△ 60	△ 50	10P ↗	△ 34	△ 35	1P ↘	
資金繰り	△ 28	△ 26	2P ↗	△ 40	△ 31	9P ↗	△ 22	△ 23	1P ↘	△30～△49
設備操業度	△ 13	△ 31	18P ↘	△ 13	△ 31	18P ↘			—	
雇用人員	△ 13	△ 17	4P ↘	△ 13	△ 13	0P →	△ 13	△ 19	6P ↘	△50 以下
業界の景況	△ 43	△ 34	9P ↗	△ 53	△ 44	9P ↗	△ 38	△ 29	9P ↗	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…令和 6 年 7 月～令和 7 年 7 月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 51 名・回答者数 47・回答率 92.2%



4. 各業種の概況（県内）…令和7年7月分

◇パン製造業

物価高に季節的要因も加わって消費者の財布の紐は固く、苦しい経営状況に落ち込んでいる。今後の見通しにも決して芳しいものが見られない。

◇めん類製造業

酷暑の中、乾麺類の売上は昨年並みで推移している。そうめん類の売上は好調のようだが、そば、うどんの販売数量が増加せず苦戦している。

◇一般製材業

県内の新設住宅着工戸数は、前年同期と比較して約15.5%減の366戸と3カ月連続で減少した。この影響もあり製材品の荷動きが悪い状況が続いている。また、製材品の価格、原木価格とも横這いで推移している。

◇印刷・同関連業

イベント向けの需要があるが、全体的に停滞が続いている。

◇生コンクリート製造業

7月の生コン出荷量は、前年を上回る地域も見られるものの、前年を大きく下回る地域もあり、県全体では前年比9割の水準となっている。

◇コンクリート製品製造業

先月と同じく公共工事の発注が少なく、出荷は低調。確定受注が少ない中、汎用品の見込生産を行っている。そのため在庫量が増加傾向にある。

◇金属製品製造業

各社への見積依頼数は低調な状態が続いているが、工場稼働率、手持ち工事量、工場加工費は若干改善している。年内は仕事を確保できている工場も多いが、見積数が回復しないことから、年明け以降の不安感が払拭できない。

◇一般機械器具製造業

一部精密部品加工事業者において、受注量の増加がみられる。また、原材料費が上昇している。

◇野菜果実卸売業

野菜と果実を合わせた合計取扱数量は前年比92.3%、単価は前年比110.5%、合計取扱金額は前年比101.9%となった。7月中頃までは農産物の生育が順調に推移した。それ以降は高温障害の影響などにより農作物の品質が低化し出荷量も減少、それに伴い単価高となった。

◇水産物卸売業

7月の水産物取扱高は、取扱量671t（前年同月比8.5%減）、取扱金額937百万円（前年同月比9.1%増）であった。

◇酒・調味料小売業

ホテルや飲食店への酒類の納入は安定している。一方、相次ぐ値上げを背景に消費者の節約意識が一段と増し、スーパーやコンビニから客足が遠のいている。ドラッグストア・スーパー・コンビニでの業態間競争が激しくなり、一般酒販店の販売は減少の一途をたどっている。

◇各種商品小売業

前年比で売上100%・客数95%と売上は前年と同水準であったが、客数は減少傾向であった。食品系は微増であるが、日用品等は減少傾向にある。猛暑が続く客足が遠のいていると感じる。

◇商店街（盛岡市）

7月の商店街業種別店舗売上高は、前年同月比86.2%、同来店客数は91.9%であった。減少の主な要因は昨年7月11日に複合施設「モナカ」がオープンしたことによるオープニング特需の反動落ちである。

◇商店街（一関市）

暑い日が早くきた影響か衣料品、日用品の売り上げが良いという声がある。

◇旅行業

災害補償保険掛金（旅行企画の際掛ける保険）は前年同月より若干上回ったが同等程度。旅行の問合せについては多少増えているようだ。

◇建物サービス業

前月に引き続き、特段の大きな動きはなく単発の入札対応中であるが、人件費・資材費の上昇分が積算に反映されていない案件もあり、景況は厳しい。

最低賃金の議論については、今年度も大幅アップの流れにあり、危機感を持っている。

◇塗装工事業

物価高のせいか、戸建て住宅の塗り替えの受注が昨年と比べて減少している。

◇土木工事業

7月の出荷数量は、昨年対比で51%と大きく減少した。公共工事、民間工事ともに低調で厳しい状況が続いている。4月に値上げした生コン価格はかなり浸透しているが、原材料の更なる値上げもあり得るため、業界の動向を注視している。

◇倉庫業

7月の事業収入は10,173千円、前年度比2,258千円増。単月では初めて10,000千円台に到達。一方、建物の老朽化に関して修繕に伴う費用の増加が今後見込まれる。

新春中央会トップセミナーの事前のご案内

恒例となっております新春中央会組合トップセミナーを、下記日程にて開催いたします。

- 開催日 令和8年1月13日（火） 14:30～（予定）
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（盛岡駅前北通2-27）

現在、記念講演を含めたプログラムについて調整中です。また、新年交賀会につきましても開催する方向で調整を進めております。詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

新年の門出にふさわしいセミナーとして、皆様のご期待に添えるよう企画を進めてまいりますので、ぜひ日程のご確認をいただきますようお願い申し上げます。

本会創立 70 周年記念式典等の開催について

- 開催日 令和7年10月7日（火） 13:30～
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（盛岡市盛岡駅前北通2-27）
- 日程
 - 第50回中小企業団体岩手県大会 13時30分～
 - 創立70周年記念式典 14時10分～
 - 記念講演 16時～
 - テーマ 「岩手と世界の今、これから～県政150年の歴史と未来への希望～」(仮題)
 - 講師 岩手県知事 達増 拓也 氏
 - 交流パーティー 17時40分
 - 参加費：お一人様 10,000円（一般会員）

<講師プロフィール>

- 【出身】 昭和39年 岩手県盛岡市生まれ
- 【学歴】 昭和58年 岩手県立盛岡第一高等学校 卒業
- 昭和63年 東京大学法学部 卒業
- 平成 3年 米国ジョーンズ・ホプキンス大学国際研究高等大学院修了
- 【経歴】 昭和63年 外務省 入省
- 平成 8年 衆議院議員（連続4期当選）
- 平成19年4月～現在 岩手県知事（5期目）
- 主な役職等
 - 全国知事会副会長 / 北海道東北地方知事会会長
 - 全国知事会農林商工常任委員会委員長
 - 地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会会長 他多数

- お問い合わせ先 企画総務部（TEL:019-624-1363）

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌（令和7年8月分）

中央会 主な実施事業等			
8月27日	中央会第3回理事会		
関係機関・団体主催行事への出席等			
8月6日	岩手地方最低賃金審議会 第3回本審	8月28日	岩手地方最低賃金審議会 第4回本審
8月7日	いわて女性の活躍促進連携会議	8月29日	岩手経済戦略会議 2025
8月25日	価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議		